

## 令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、観光施設等の誘客施設を中心に無料Wi-Fi環境を充実し、主として外国人をはじめとする観光客を本県に呼び込むことをもって、本県の観光、産業等を振興するため、県内において観光関連施設等の設置または管理を行う民間事業者等に対し、無料Wi-Fiアクセスポイント設置にかかる機器整備、機器設定および設置工事費の初期費用等について、予算の範囲内で滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) Wi-Fi

標準規格とされているIEEE802.11シリーズに準拠した無線通信を利用しデータの送受信を行うローカル・エリアネットワーク・システム

(2) 無料Wi-Fi

Wi-Fiを利用して誰もが無料でインターネットに接続できるサービス

(3) びわ湖FreeWi-Fi

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会が滋賀県域の統一ブランドとして整備を促進する無料Wi-Fi

(4) アクセスポイント

Wi-Fi接続機能を備えた端末と直接無線通信を行うことにより、インターネットに接続するための中継機器

### (補助対象事業者)

第3条 この要綱における補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 滋賀県内において、自らの費用負担で、びわ湖FreeWi-Fiのアクセスポイントを設置しようとする個人または団体(国および地方公共団体を除く。)

(2) 滋賀県の県税に未納のない者

(3) 個人にあつては本人および営業所等の代表者、団体にあつては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用す

るなどしている者

キ イからカまでに掲げる者がその運営に実質的に関与している者

(4) 別表1の資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たすもの。

(補助対象施設)

第4条 補助金の対象となる施設は、観光施設、宿泊施設、飲食業施設、商業施設、交通施設等の観光客の利用が見込まれる施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う施設および同法同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設は補助の対象としない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象は、びわ湖FreeWi-Fiを利用することができるアクセスポイントを新設または増設しようとする事業であり、次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 第7条に定める補助金交付申請書の提出時において、当該事業に着手していないこと
- (2) 重複して他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第6条 補助対象経費および補助金額は、別表2のとおりとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) アクセスポイントの位置を図示した図面
- (3) 補助対象施設の概要が確認できる書類
- (4) 補助対象経費が確認できる書類
- (5) 県税に未納がないことの証明(納税証明書)、または県税に関する誓約書兼調査に関する同意書(様式11号)
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるものについて、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第9条 補助事業者は、第8条第1項による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始しなければならない。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第10条 補助事業者は、事業計画を変更しようとする場合には、補助金変更交付申請書(様式第5号)に第7条各号に掲げる必要書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助対象経費の総額の20%以上の変更

(2) 設置対象施設の変更

(3) その他の計画内容の大幅な変更

2 知事は、前項の規定による承認を行う場合に、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする。

(中止の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したとき(事業の中止または廃止の承認を受けた場合を含む。)は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月18日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第8号)

(2) 補助対象経費にかかる支払いの事実が確認できる書類

(3) 補助事業実施の状況がわかる写真

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、第12条の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

(補助金等の交付決定の通知等および額の確定の通知)

第14条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金変更交付申請書の提出があつた日から40日以内に行うものとする。また、第10条第3項の規定による補助金変更交付決定の通知は第10条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があつた日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項による交付決定(第10条第3項による変更の承認および第11条による中止の承認を含む。)の全部または一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するも

のとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、その指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の返還を命じられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金の収入および支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第18条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関する必要な指示をして報告を求め、または検査をすることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業完了後も、事後状況について報告を求めることができる。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助金交付の目的にしたがって、効果的に運用しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等については、設置の日から数えて6年以内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 設置の日から数えて6年以内の処分について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(補助事業の公表)

第21条 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けた事業の内容および進捗状況、効

果等について県が公表することに同意するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第22条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく計画変更の申請、第11条の規定に基づく申請の取下げ、第12条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に限り適用する。

別表1（第3条関係）

業種	(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（下記3業種除く）	5000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5000万円以下	200人以下
④ 小売業	5000万円以下	50人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

別表 2 (第6条関係)

項 目	内 容
補助対象経費	<p>1 補助金の対象となる経費</p> <p>びわ湖FreeWi-Fiのアクセスポイントを新設または増設するにあたり必要となる次の経費のうち県の認めた経費を補助金の対象とする。ただし、令和4年2月28日までに支払いが完了するものに限る。</p> <p>(1) 機器整備費</p> <p>①アクセスポイントの購入または利用にかかる経費</p> <p>②給電HUB、LANケーブルの購入にかかる経費</p> <p>③その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる機器およびソフトウェアの購入費</p> <p>(2) 設定費および設置工事費</p> <p>①アクセスポイント初期設定費</p> <p>②電源設置および電気配線工事費</p> <p>③通信回線工事費</p> <p>④その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる工事費</p> <p>2 補助金の対象とならない経費</p> <p>次に掲げる経費は補助金の対象としない。</p> <p>①電波調査費用およびコンサルタント費用</p> <p>②既整備のネットワーク機器等の廃棄費</p> <p>③消費税および地方消費税相当額</p> <p>④電力料金</p> <p>⑤インターネット接続料金</p>
補助金額	<p>1 アクセスポイント設置1基あたりの上限額 2万5千円以内</p> <p>2 1補助事業者あたりの補助対象アクセスポイント設置上限数 10基以内</p> <p>3 補助率 補助対象経費の1/2以内 (千円未満切り捨て)</p>

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者

住所（法人にあっては法人所在地）

氏名（法人にあっては団体の名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者・担当者

氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）

連絡先電話番号

令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 団体の概要

団体名	業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数

3 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) アクセスポイントの位置を図示した図面
- (3) 補助対象施設の概要が確認できる書類
- (4) 補助対象経費が確認できる書類
- (5) 県税に未納がないことの証明（納税証明書）、または県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（様式11号）
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

事業計画書

1 補助対象施設

施設の名称	
施設の所在地	
施設の種別	観光施設 ・ 宿泊施設 ・ 飲食業施設 ・ 商業施設 ・ 交通施設 ・ その他 ( )

2 補助対象事業

アクセスポイント新設(増設)数(補助対象上限10基)	_____基…①
アクセスポイント設置位置	別紙図面のとおり
事業着手予定日	令和 _____年 _____月 _____日
事業完了予定日	令和 _____年 _____月 _____日

3 補助対象経費

機器整備費	(内訳) _____円…②
設定費および 設置工事費	(内訳) _____円…③
合計	(②+③) _____円…④

\* 補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除くこと

4 補助金交付申請額

補助対象経費の1/2 (千円未満切り捨て)	④ _____円 × 1/2 = _____円…⑤ 改め(⑤の千円未満を切り捨て) _____円…⑥
補助金上限額	25,000円 × ① _____基 = _____円…⑦
<b>補助金交付申請額</b> (⑥と⑦のうち金額が低い方)	_____円

5 申請事務担当者連絡先

部署・役職		氏名	
tel.		fax.	
		e-mail	



誓 約 書

私は、令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、下記の事項について滋賀県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 自己または団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住所

---

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

代表者氏名

---

[代表者の生年月日・性別]

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別(男・女)

様式第4号(第8条関係)

番 号  
年 月 日

あて

滋賀県知事 印

令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金の交付決定について

令和 年 月 日付けで交付申請のありました令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者

住所（法人にあつては法人所在地）

氏名（法人にあつては団体の名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者・担当者

氏名（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）

連絡先電話番号

令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた標記事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者

住所（法人にあつては法人所在地）

氏名（法人にあつては団体の名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者・担当者

氏名（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）

連絡先電話番号

令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた標記事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので、令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、提出します。

記

事業を中止(廃止)する理由

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

申請者

住所（法人にあつては法人所在地）

氏名（法人にあつては団体の名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者・担当者

氏名（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）

連絡先電話番号

令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定(令和 年 月 日付け  
第 号で補助金の変更承認)のあつた標記事業について、事業(かつ当該事業に係るすべての  
支払い)が完了したので、令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金交付要綱第12条の規定  
に基づき、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 補助対象経費にかかる支払いの事実が確認できる書類
- (3) 補助事業実施の状況がわかる写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の振込先

金融機関名	
本支店名	
預貯金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 （※該当する方にチェックしてください。）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

事業報告書

1 補助対象施設

施設の名称	
施設の所在地	
施設の種別	観光施設 ・ 宿泊施設 ・ 飲食業施設 ・ 商業施設 ・ 交通施設 ・ その他 ( )

2 補助対象事業

アクセスポイント新設(増設)数(補助対象上限10基)	_____基…①
アクセスポイント設置位置	計画書と同じ・別紙図面のと おり
事業着手日	令和 _____年 _____月 _____日
事業完了日	令和 _____年 _____月 _____日

3 補助対象経費

機器整備費	(内訳) _____円…②
設定費および 設置工事費	(内訳) _____円…③
合 計	(②+③) _____円…④

\* 補助対象経費からは消費税及び地方消費税相当額を除くこと

4 補助金交付請求額

補助対象経費の1/2 (千円未満切り捨て)	④ _____円 × 1/2 = _____円…⑤ 改め(⑤の千円未満を切り捨て) _____円…⑥
補助金上限額	25,000円 × ① _____基 = _____円…⑦
補助金交付請求額 (⑥と⑦のうち金額が低い方)	_____円

5 請求事務担当者連絡先

部署・役職		氏名	
tel.		fax.	
		e-mail	

様式第9号(第13条関係)

番 号  
年 月 日

あて

滋賀県知事 印

令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金の額の確定について

令和 年 月 日付で実績報告書の提出のありました令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金については、同補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第10号(第15条関係)

番 号  
年 月 日

あて

滋賀県知事 印

令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金の交付決定の取消について

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定（令和 年 月 日付け  
第 号で変更承認）を行った令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金について、同補助  
金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消したので、通知します。

記

取り消した理由



令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金に係る滋賀県税に関する  
誓約書兼調査に関する同意書

令和 年 月 日

(宛名)

滋賀県知事 三日月大造 宛て

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	【個人で注意事項に該当する場合】
フリガナ	
氏 名 (法人名)	
電話番号	

【誓約および同意する事項】（以下の内容を読んで、□に必ずチェックを入れてください。）

□1 申請者は、以下のことを誓約します。

(1) 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。

(2) 上記(1)が事実と相違し、令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金の申請資格を有すると認められず、申請が拒否されても異議のないこと。

□2 申請者は、以下のことに同意します。

上記1(1)の確認のため、全ての滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、滋賀県の税務担当職員が令和3年度滋賀県無料Wi-Fi設置事業費補助金の交付審査に関わる職員に対して、滋賀県税の完納情報の提供を行うこと。

【注意事項】

\*法人の場合

法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称を御記入ください。

\*個人の場合

確定申告に記載している事業所の住所が、住民票の住所と異なる場合は、両方御記入ください。

\*この同意書が提出された時点で滋賀県税を納付書等により完納していたとしても、完納が確認できるまでに、1週間から4週間程度の時間差が生じる場合がありますので、御了承ください。